

生食発 0323 第 3 号
3 輸国 第 5019 号
令和 4 年 3 月 23 日

(最終改正：令和 4 年 3 月 31 日生食発 0331 第 12 号・3 輸国第 5318 号)

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から香港向けに輸出する牛肉、豚肉及び家きん肉（以下「香港向け輸出食肉」という。）については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規定」という。）の別紙 HK-A1「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」（以下「別紙 HK-A1」という。）及び別紙 HK-A2「香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱」（以下「別紙 HK-A2」という。）に基づき取り扱われているところで

す。
今般、香港食物環境衛生署（以下「香港政府」という。）から、香港向け輸出食肉を取り扱う施設の認定手続について、令和 4 年 1 月 1 日から香港政府が施設ごとに承認審査を行う旨通知があったこと等を踏まえ、下記のとおり、所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

なお、今般の改正に際して、別途「香港向け輸出豚肉の取扱要綱及び香港向け

輸出家きん肉の取扱要綱に基づく施設認定基準等に係る動物福祉への取組について」(令和4年3月23日付薬生食監発0323第1号・3畜産第1994号)が施行されておりますことを申し添えます。

記

- 1 手続規程の別表2について、以下の改正を行ったこと。

変更箇所	変更内容
別表2 香港 輸出証明書の発行(法第15条第2項) 適合施設の認定(法第17条第2項)	以下を削除 食肉(別紙HK-A2)(厚) 以下を追加 豚肉(別紙HK-A2-1)(厚) 家きん肉(別紙HK-A2-2)(厚)

- 2 別紙HK-A1について、以下の改正を行ったこと。

- (1) 本文4の認定等の手続に香港政府による承認審査を追加した。
- (2) 本文5の認定後の事務等に申請事項に変更がある場合の香港政府への通知を追加した。
- (3) 別紙様式1の施設認定申請時に必要な添付書類に「清潔区、汚染区等の区分け及び作業動線(製品及び作業員)を示した資料」及び「動物福祉マニュアル」を追加した。
- (4) 別紙様式2の施設認定申請時に必要な添付書類に「清潔区、汚染区等の区分け及び作業動線(製品及び作業員)を示した資料」を追加した。
- (5) 別紙様式3として新たに香港政府に提出する施設登録様式を定めた。
- (6) 香港政府への施設登録時にHACCP又はISO等の証明書提出が求められることとなったため、別紙様式5として新たにHACCP証明書様式を定めた。
- (7) その他所要の改正をした。

- 3 別紙HK-A2について、以下の改正を行ったこと。

- (1) 別紙HK-A2を別紙HK-A2-1「香港向け輸出豚肉の取扱要綱」及び別紙HK-A2-2「香港向け輸出家きん肉の取扱要綱」に分けることとした。
- (2) 各要綱の本文3の認定等の手続に香港政府による承認審査を追加するなど、新たな手続の流れに沿って内容を整理した。
- (3) 本文5の変更及び認定の取下げの届出に申請事項に変更がある場合の香港政府への通知を追加したとともに、認定の取下げの届出を追加した。また、本文6の認定施設からの除外についても、香港政府への通知を追

加した。

- (4) 改正前の要綱に定めていた「と畜場検査施設等の準則」(改正前要綱別添1)及び「食鳥処理場又は食肉処理場認定基準」(改正前要綱別添2)について、各項目を見直すとともに、準則としての取扱を改め、国内法令の上乗せとなる項目を認定基準として規定することとした。また、別紙HK-A2をHK-A2-1及びHK-A2-2に分けたことに伴い、改正後の要綱において、と畜場又は食鳥処理場に関する基準は別添1、食肉処理施設に関する基準は別添2に規定した。
- (5) 改正前要綱の別添2において定めていた衛生責任者の設置規定を削除した。
- (6) 別紙様式について、改正前要綱の別紙様式4として定めていた現況調書を削除するとともに、牛肉要綱の規定と同様に申請書類の添付書類の内容等を整理した。
- (7) その他所要の改正をした。